

保育所等の利用者負担額及び副食費で誤った額を通知

民間保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用している方の利用者負担額及び副食費について、事務の誤りから13名の方に誤った額を通知したため、該当者に謝罪するとともに改めて正しい額を通知しました。なお、既に誤った額で納付されている差額については、還付又は追加の請求を行います。

誤った額の通知に至った経過と原因

保育所等を利用している方の利用者負担額及び副食費は、父母の市税の課税額等により決定しており、4月から8月までの額は前年度の税額を、9月から翌年3月までの額は当該年度の税額を基に算定しています。

7月26日、9月以降の額の算定のために、①税情報取込処理、②利用者負担階層判定処理、③算定利用料決定処理を、システムにより一括処理しました。

8月18日、7月の処理以降に税申告があった方、転入された方などの情報を反映するため、再びシステムにより一括処理したところ、①の処理のみを行い、②③の処理を行っていませんでした。

8月31日、額の変更が必要な13名の方に誤った額を通知しました。

10月20日、別の作業をシステムで実施した際、額が変更されていないことに気づき、事務の誤りが判明しました。

この原因は、システム操作方法及び処理マニュアルの確認が不十分であったために、本来必要な②③の処理が今回に限り漏れたことによるものです。

影響を受けた方と対応

誤った額を通知した13名のうち、10名については9月及び10月分の利用者負担額が増額となりました。総額は18万6800円で、最も増加額が大きかった方は40,000円の増額となりました。13名のうち、2名については9月及び10月分の利用者負担額が減額となりました。総額は3万2000円で、最も減少額が大きかった方は12,000円の減額となりました。13名のうち、1名については9月及び10月分の副食費が7,800円の増額となりました。

誤った額を通知した13名には、個別に謝罪するとともに、改めて11月分以降の正しい額を通知しました。なお、既に誤った額で納付されている差額については、還付又は追加の請求を行います。

再発防止策

システム操作方法及び処理マニュアルの再確認を行い、処理の実施状況について複数職員によるダブルチェックを行い、再発防止に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

こども部 保育幼稚園課 課長 笹井 麻里子

電話：06-6902-6757 E-mail:chi03@city.kadoma.osaka.jp